

## 告示

### 埼玉県告示第百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年六月二十五日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

志木ニュータウン駅前総合ビル

埼玉県志木市館二丁目百二十四番一号

#### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一一一台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 七二台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）地下駐車場 午前八時三十分から翌午前一時

立体駐車場 午前八時三十分から翌午前一時

平面駐車場 午前八時三十分から午後九時（年間百八十日午後十

時）

（変更後）地下駐車場 午前八時三十分から翌午前一時

立体駐車場 午前八時三十分から翌午前一時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 四か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 二か所 位置 図面省略

#### ハ 変更年月日

令和二年二月十五日

#### ニ 届出年月日

令和元年六月十四日

#### 二 縦覧期間

令和元年六月二十五日から令和元年十月二十五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和元年六月二十五日から令和元年十月二十五日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課